

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童育成手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、児童育成手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当に関する事務
②事務の概要	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、養育者に支給する(育成手当)。 障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に支給する(障害手当)。 次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う ①受給資格の認定②手当の増額③手当の減額④支払の停止⑤不正利得の徴収
③システムの名称	児童福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子育て応援課手当医療助成担当 品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的にマイナンバーとの紐づけを行う際は、必ず申請者からのマイナンバーの提供を受け、当該マイナンバーに誤りがないか住基ネットにて氏名等の情報を確認を行っている。手動で登録・更新を行う必要がある場合は、登録内容の複数人チェックを行っている。 以上の観点から、当該対策は十分と考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	当該業務システムについては、システムのアクセス権限を管理しており、担当業務に必要な範囲でのみ、更新・閲覧が可能となっている。アクセスが可能な職員は、二要素認証による設定を行っており、年度毎にアクセス権限の必要有無を確認し更新することで、権限のない者によるアクセスを防止している。以上のことから、不正に使用されるリスクへの対策は十分と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども家庭支援課長 廣田 富美恵	子ども家庭支援課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	-	様式変更に伴う新規作成	事後	
令和2年3月4日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども未来部子ども家庭支援課医療助成係	子ども未来部子ども家庭支援課手当・医療助成係	事後	
令和2年3月4日	II しきい値判断項目1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年3月4日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成31年1月1日時点	平成2年2月1日時点	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	子ども未来部子ども家庭支援課	子ども未来部子育て応援課	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども家庭支援課長	子育て応援課長	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども未来部子ども家庭支援課手当・医療助成係	子ども未来部子育て応援課手当医療助成担当	事後	
令和6年2月16日	II しきい値判断項目1対象人数	令和2年2月1日時点	令和6年2月16日時点		
令和6年2月16日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成2年2月1日時点	令和6年2月16日時点		
令和7年3月3日	I 情報関連 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している、ひとり親家庭の父・母または養育者に支給する。 障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に支給する(障害手当)。 次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う ①受給資格の認定②手当の増額③手当の減額④手当の返還⑤支払の停止	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、養育者に支給する(育成手当)。 障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に支給する(障害手当)。 次の全ての事務で特定個人情報を取り扱う	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号、個人情報保護委員会規則	番号利用法第19条第9号	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目1対象人数	令和6年2月16日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目2取扱者数	令和6年2月16日時点	令和7年3月3日時点	事後	